

○豊富町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成規則

平成16年7月23日規則第10号

改正

平成17年9月22日規則第35号

平成18年9月29日規則第32号

平成28年3月31日規則第19号

豊富町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成規則

豊富町重度心身障害者及び母子家庭等児童医療費助成規則（昭和54年規則第9号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、豊富町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成条例（昭和54年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部負担金）

**第2条** 条例第2条第5項の規定による一部負担金は次のとおりとする。

（1） 受給者が15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの期間の場合については、一部負担金は0円とする。それ以外の受給者のうち、受給者の属する世帯全員が市町村民税非課税者の場合は、初診時一部負担金（医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円、柔道整復師に係るときは初診1件につき270円）とする。

（2） 上記以外の場合

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他高確法に規定する後期高齢者医療被保険者の高確法の規定により負担すべき額（基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。

（一部負担金と基本利用料の合算）

**第2条の2** 前条第2項の場合であって受給者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

（所得の額等）

**第3条** 条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

（受給者証の交付申請）

**第4条** 条例第5条の規定による医療に関する経費の助成を受けようとする者又は保護者は、受給者証交付申請書（別記様式第1号又は別記様式第2号）を、町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 重度心身障害者医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号に規定する手帳又は同項第2号に規定する状態にあることが判定又は診断された書類

（2） ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養又は監護している事実を明らかにすることができる書類

（3） 条例第3条第3号又は同条第4号に規定する受給者証又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

（4） 規則第2条第1項に規定する者（その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。）にあっては、世帯全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 町長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（受給者の決定）

**第5条** 町長は、条例第6条第1項により受給者であることを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付通知書（別記様式第3号）により、受給者であることを承認しないことを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等交付申請却下通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（受給者証の交付）

**第6条** 町長は、条例第6条第1項の規定により受給者であることを決定したときは、申請者に重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証（別記様式第5号又は別記様式第6号）を交付するものとする。

2 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、6月1日から7月31日までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

（受給者証の再交付申請）

**第7条** 受給者は、受給者証をき損し、又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（別記第7号様式）を町長に提出して、その再交付を受けることができる。

（助成の額）

**第7条の2** 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項（同項第2号に掲げる者については同項第1号を適用する。）の規定する額とする。

（助成金の交付申請）

**第8条** 受給者は、条例第8条第2項の規定による医療に関する経費の支給を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給申請書（別記様式第8号）を町長に提出するものとする。

（助成金の交付の決定）

**第9条** 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、受給者に支給することを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書（別記様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

（届出）

**第10条** 条例第9条第1項第1号の規定による届出は、氏名又は住所等変更届（別記様式第10号）により、同条第2号の規定による届出は、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（別記様式第11号）により行うものとし、当該届出書には受給者証を添付するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

**附 則**（平成17年9月22日規則第35号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則**（平成18年9月29日規則第32号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日規則第19号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成28年3月31日以前に、現にこの規則による改正前の豊富町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成規則の規定により、受給資格を有していた者に係る助成については、改正後の豊富町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 別表（第3条関係）

第3条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額

（1） 条例第3条第3号に規定する所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。

（2） 条例第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第4項に定める額とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

(1) 所得の範囲

ア 条例第3条第3号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。

イ 条例第3条第4号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法第9条第2項並びに同法施行令第2条の4第4項及び第3条第1項の規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法

ア 条例第3条第3号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。

イ 条例第3条第4号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

別記様式第4号

別記様式第5号

別記様式第6号

別記様式第7号

別記様式第8号

別記様式第9号

別記様式第10号

別記様式第11号